

令和元年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野⑦(旧政策分野⑯)：林産物の供給及び利用の確保							
No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	令和2年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)	R1年度 (百万円)			
(1)	森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	—	—	—	(1)-①-ア	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進が図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	—
(2)	林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年)	—	—	—	(1)-①-ア	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	—
(3)	木材の安定供給の確保に関する 特別措置法 (平成8年)	—	—	—	(1)-①-ア	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画等特別な措置を講ずることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	—
(4)	公共建築物等における木材の利 用の促進に関する法律 (平成22年)	—	—	—	(2)-①-ア	木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与したため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物の建築における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。 同法の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を公表。また、あらゆる機会を通じ地方公共団体等への説明会を開催するなど法律の周知・徹底、さらに、関係省庁連絡会議や副大臣会議等において、各省庁に公共建築物等への積極的な木材利用を要請することにより、木材需要の高まりが期待され、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	—
(5)	合法伐採木材等の流通及び利用 の促進に関する法律 (平成29年)	—	—	—	(2)-①-ウ	自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずる。 同法の規定に基づき、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」を定め、木材関連事業者が取り扱う木材について合法性の確認を求めるとともに、合法性の確認を適切かつ確実に行う事業者の任意の登録制度を設けることにより、合法性が確認された木材の利用を促進し、我が国における違法伐採木材の流通の防止に寄与した。	—
(6)	森林・林業・木材産業分野の研 究・技術開発戦略 (平成29年)	—	—	—	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与した。	—
(7)	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急対策委託 事業のうち木材製品の植物検 疫条件や流通・販売規則等に 関する調査 (平成30年度) (関連：2-1,2)	—	—	80 (80)	(1)-①-ア	付加価値の高い木材製品の輸出促進を図るため、今後有望な輸出先と考えられる国・地域を対象として、文献調査や現地調査等により、植物検疫条件、木材の流通・販売に当たり必要となる品質基準及び検査等の規制事項、木材を建築に利用する際の規制(建築基準、防火規制、日本産木材の構造材への利用の可否等)などの法令と運用状況を明らかにする取組を支援する。 この支援措置により、日本産木材製品の輸出を円滑に行い、海外市場の獲得など海外展開の促進及び国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0041
(8)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連：元-3,7, 8,12,14,15,16,17,18,22)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、新規定住者数及び交流人口の維持向上等が図られ、山村地域の活性化、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0219
(9)	国有林野事業 (令和元年度) (関連：元-12,17)	11,769 (11,110)	11,571 (11,118)	11,394 (11,051)	(1)-①-ア	国による直轄事業により、国有林野における公益的機能の維持増進に対応した管理経営の推進、総合利用、国民に対する情報提供、国民参加の森林保全活動等の推進、素材(丸太)の生産・販売等を実施。 国民共通の財産である国有林を将来にわたって適切に管理経営を行い、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給等国有林野事業の使命を果たすことにより土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0237
(10)	新たな森林空間利用創出事業 (令和元年度) (関連：元-17)	—	—	32 (32)	(1)-①-ア (2)-②-ア	国土緑化運動の中心的な役割を果たす、全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の全国規模の緑化行事の開催、及び全国規模の緑化行事を効果的に行うための関連イベント等の実施を支援。 本支援を通じて、広く国民の参加を得た運動を展開することにより、森林資源の循環利用の意義、森林づくりの重要性について、国民の理解を促し、行動へつなげていくことに寄与した。	0243

(11)	林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (関連: 元-17,18)	358 (358)	358 (358)	349 (349)	(1)-①-ア	森林整備の担い手である森林所有者、市町村等に対して、知識・技術の普及を行い、森林整備を効果的に推進する等の重要な役割を持つ林業普及指導員について、各都道府県における普及水準を一定に確保しつつ、国際約束である温室効果ガスの削減に資する間伐の推進など、都道府県域を超えた国レベルでの課題や緊急を要する課題などに、国と都道府県が一体となって実施・対応するため活動の支援を行うことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、森林病虫害等の被害の防止に寄与した。	0247
(12)	次世代林業基盤づくり交付金 (平成25年度) (主、関連: 元-12,17,18)	4,955 (4,850)	3,444 (3,377)	190 (190)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械や木造公共建築物の整備等に必要な経費について、都道府県等に対して支援。 このことにより、森林・林業基本法に掲げる基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保を図ることで、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進、山地災害等の防止、森林病虫害等の被害の防止、国民参加の森林(もり)づくりと森林の多様な利用の推進、施業節約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0253
(13)	【TPP関連事業】 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策 (平成27年度) (関連: 元-12,18,19)	31,781 (29,880)	40,090 (38,130)	36,535 (35,247)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	木材製品の競争力強化に向けて、川上から川下までの林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成した体質強化計画に基づき、 ①合板・製材・集成材工場等の大規模化・高効率化を図るための加工・流通施設の整備等 ②合板・製材・集成材工場等に対して原木を低コストかつ安定的に供給するための間伐材生産、路網整備等 を一体的に推進するための取組に対して支援を行う。 また、非住宅分野等の外構部も含めた木造化・木質化に向け、JAS構造材等の普及・実証に対する支援や輸出促進等を行う。	0254
(14)	林業・木材産業成長産業化促進対策 (平成30年度) (主、関連: 元-12,17,18)	—	7,337 (7,017)	10,701 (10,288)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図るため、意欲と能力のある林業経営体が活動する地域を中心とした路網整備、高性能林業機械導入、主伐・再造林の一貫作業や木材関連事業者等が行う施設整備等に要する経費について、都道府県等に対して支援。 このことにより、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用の拡大等を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0255
(15)	木材産業・木造建築活性化対策 (平成30年度) (主、関連: 元-12)	—	651 (649)	1,169 (1,157)	(1)-①-ア	都市部での木材需要の拡大に向けた木質耐火部材等の利用拡大、中高層建築物を中心としたCLT等の新たな木質建築部材の利用促進、低層建築物を中心としたJAS構造材の利用拡大等を支援し、あわせて需給情報の共有やマッチングの取組を推進し、効率的なサプライチェーンを構築することを通じ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0256
(16)	木材需要の創出・輸出力強化対策 (平成30年度) (主、関連: 元-12)	—	737 (731)	682 (673)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	公共建築物の木造化・木質化に向けた普及促進、「地域内エコシステム」の構築に向けたモデル的な取組の促進等による木材需要の創出や、高付加価値木材製品の輸出拡大を支援。 本施策を通じ、新たな木材需要の創出を行うことにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0257
(17)	林業施設整備等利子助成事業 (平成30年度) (主)	—	330 (325)	367 (332)	(1)-①-ア	林業施設等の整備、自然災害等からの復旧等に係る公庫資金等の金利負担について利子助成。 森林経営管理法に基づき経営管理実施権の設定を受けられるとして公表された又は林業経営改善計画等の認定を受けた林業者等が行う高性能林業機械等の施設整備等又は自然災害の被害を受けた林業者等が行う林道や林業施設等の復旧・復興に対する融資に利子助成を行うことにより、原木の供給能力の増大、木材の加工・流通構造の改革、災害からの早期復旧等を通じ、地域材の利用促進を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0258
(18)	林業信用保証事業交付金 (平成30年度) (主)	—	319 (319)	348 (348)	(1)-①-ア	林業者等が事業に必要な資金を円滑に融通できるよう、(独)農林漁業信用基金が林業信用保証業務を行うために必要な経費の一部について支援。 林業者等に対し、保証料の負担軽減、低利融資、経営の改善発達に係る助言等を実施することにより、林業・木材産業の健全な発展及び林産物の利用の促進を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0259
(19)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 [所得税・法人税: 措法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	— (—)	— (—)	— (—)	(1)-①-ア	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	—
(20)	交換処分等に伴い資産を取得した場合の特例[所得税・法人税: 措法第33条2] (昭和26年度)	— (—)	— (—)	— (—)	(1)-①-ア	交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を当該事業年度の取得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	—
(21)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税: 措法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)	— (—)	— (—)	— (—)	(1)-①-ア	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、必要な収用等が円滑に進むことにより、適切な森林施業が行われ土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	—

(22)	取用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 〔所得税：措法第64条の2、第68条の71〕 (昭和26年度)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	(1)－①－ア	取用等があった事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間内に補償金等をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	－
(23)	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 〔登録免許税：措法第78条〕 (昭和48年度)	1 (0)	0 (1)	1 (0)	(1)－①－ア	(独)農林漁業信用基金の信用保証に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等についての税率の軽減。 (独)農林漁業信用基金の保証により金融機関から融資を受けて経営改善等を図ろうとする林業者等を対象に、これらの者がスムーズに経営改善等に着手できるよう、事業開始年度の経営負担を軽減し資金調達の円滑化を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	－
(24)	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設に係る資産割の特例措置 〔事業所税：地税法第701条の41第1項第8号〕 (昭和50年)	314 (308)	313 (－)	319 (－)	(1)－①－ア	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材を販売する者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	－
(25)	中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 〔所得税・法人税：措法第10条の3、第42条の6、第68条の11〕 (平成10年度)	国税119 (71) 地方税39 (29)	国税101 (72) 地方税36 (26)	国税72(P) (－) 地方税27(P) (－)	(1)－①－ア	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者に限る)が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	－
(26)	軽油取引税の課税免除の特例 〔軽油引取税：地税法附則第12条の2の7〕 (平成21年)	4,301 (4,255)	4,539 (－)	4,533 (－)	(1)－①－ア	林業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油取引税の免税措置。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	－
(27)	軽油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付〔石油石炭税：措法第90条の3の4〕(平成24年度)	49 (63)	49 (65)	63 (－)	(1)－①－ア	農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策のための税に相当する金額を還付。林業者等の経営の安定化を図ることにより、木材の安定供給の確保に寄与した。	－
(28)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 〔所得税・法人税：措法第10条の5の3、第42条の6、第68条の11〕 (平成25年度)	国税0.1 (0.2) 地方税0.1 (0.1)	国税0.2 (－) 地方税0.1 (－)	国税0(P) (－)(P) 地方税0(P) (－)(P)	(1)－①－ア	林業者等が指導を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品又は建物付属設を取得した場合購入取得価格の30%の特別7%の税額控除との選択適用。(税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限る) このことにより、林業者等の経営基盤を強化し、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	－
(29)	省エネ再エネ高度化投資促進税制(木質バイオマス発電設備・木質バイオマス熱供給装置) 〔所得税・法人税：措法第11条第1項の表の第4号、措法第43条第1項の表の第4号、措法第68条の16第1項の表の第4号〕 (平成30年度)	－ (－)	383 (414)	491 (2)	(2)－①－イ	青色申告書を提出する個人又は法人が、対象設備※を取得し、事業の用に供した場合に、普通償却に加えて、取得価格の20%相当の特別償却が受けられる。 (※年間の燃料利用量のうち、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく「間伐等由来の木質バイオマス」及び「一般木質バイオマス」として証明されている木質バイオマス燃料の年間利用量が80%を超えると見込まれる設備であって、以下の①から④のいずれかを満たす設備。 ・木質バイオマス発電設備のうち、 ①設備利用率80%を超えると見込まれるもの ②発電を行う際に生じた熱を発電と同時に利用すること ③1kw当たりの資本費が、発電出力2,000kw未満の場合は62万円以下、2,000kw以上20,000kw未満の場合は41万円以下であること、 ・木質バイオマス熱供給設備のうち、 ④ボイラーの熱効率80%を超えると見込まれるもの) 本支援措置により、木質バイオマスエネルギーの利用拡大が図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	－

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	令和2年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)	R1年度 (百万円)			
(1)	【参考：復興庁より】 安全な木材製品等流通影響調査・検証事業 (平成29年度)	101 (101)	704 (704)	102 (102)	－	製材工場等での原木の受け入れから木材製品等の出荷までの工程を対象とし、木材製品や作業環境などの放射性物質の継続調査・分析、川上から川下までの木材製品等の流通調査・分析、県内の原木市場や製材工場等への放射性物質測定装置の導入等を支援する。 本事業の実施により、林産物の供給及び利用の確保に寄与した。	復-0094
(2)	【参考：復興庁より】 災害復旧関係資金利子助成事業 (平成24年度)	170 (170)	51 (51)	45 (45)	－	東日本大震災により被災した林業者等が行う復旧・復興の取組みを支援するため、高性能林業機械等の整備又は木材加工施設等の再建に必要な資金又は運転資金を株式会社日本政策金融公庫から借り入れる場合に、実質無利子、無担保・無保証の貸付とすることで資金調達を円滑にする。 本事業の実施により、被災地における木材の生産、加工等の体制を整備することで、国産材の供給、利用量の安定化を図り、林産物の供給及び利用の確保に寄与した。	復-0102
(3)	【参考：復興庁より】 放射性物質被害林産物処理支援事業 (平成25年度)	386 (287)	386 (309)	343 (337)	－	地域林産物の流通安定化を図るため、製材工場等に滞留する樹皮、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理対策として、廃棄物処理施設での焼却及び運搬費用、一時保管費用等、製材工場等が負担する経費を一時的に立替支援する。 本事業の実施により、林産物の供給及び利用の確保に寄与した。	復-104

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。